

評価基準

評価項目		評価の視点
大項目（評価基準）	小項目	
入居者の支援サービスを安定的に行う物的及び人的能力を有していること （30点）	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した運営基盤を有すること （10点） ・管理運営の実績及び能力があること （20点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか ・組織及び執行体制が安定的で、巡回員の派遣を維持することができるか ・法人の目的等が高齢者向け改善住宅の設置趣旨と矛盾しないか ・社会福祉事業、高齢福祉に関する活動又は類似施設の管理運営等の実績があるか ・法人に入居者支援サービスを行うための能力・ノウハウがあるか
施設の設置目的を供給公社とともに効果的に実現すること （50点）	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の配置が適切であること （12点） ・関係機関と連携を取り、問題を解決していくこと （8点） ・きめ細かい入居者対応ができること （15点） ・効果的な入居者の交流活動等の支援ができるること （10点） ・適切な管理体制となっていること （5点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な知識経験を有する巡回員を適切に配置できるか ・安定的な人材の確保の具体的な見通しがあるか ・職務に必要な資質の向上のための方策を具体的に持っているか ・守山区役所等等の公的機関、いきいき支援センター等の公共的機関と連携・調整できるか（実績を含む） ・自治会、民生委員等と連携し、入居者に最適な方法を取ることができるか（実績を含む） ・住宅供給公社と密接に連絡し、課題を解決していく体制が取れるか ・安否確認や緊急対応を迅速かつ効果的に実施できるか ・入居者との意思疎通の手段・方法が具体的か ・入居者が気軽に相談できる体制をとることが可能か ・入居者からの課題等を自ら解決していく姿勢があるか ・談話室の有効活用を図る企画などを立案し、実行することができるか ・公社との調整や、巡回員間の引継ぎ、適切な執行体制がとれるか ・適切な情報管理体制がとれるか
適切に経費を算定したうえで経費縮減が図られていること （10点）		<ul style="list-style-type: none"> ・経費縮減策が図られているか ・経費の積算は適切になされているか
供給公社のパートナーとしての総合的な評価 （10点）		<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてのバランスがとれた具体的な計画であり、実効性の期待できる内容となっているか ・法人の運営、組織体制、類似事業の実績等から、安定的な事業執行が期待できるか
合計（100点）		